

税の川通信

消費税の軽減税率制度について

本年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられるとともに、軽減税率制度が実施されます。

消費税率の引き上げにあたっては、資産の引渡し日やサービス提供の完了日を8%か10%かの適用税率の原則的な判断日としつつ、月に1度の検針のため10月1日をまたいでサービスの提供を受けるような電気料金等や資産の貸付（リース契約を含む）、請負工事などについては一定の経過措置（適用税率8%）が設けられています。これについては、平成26年の5%から8%への引き上げ時と

ほぼ同様の内容となっています。

軽減税率制度の実施にあたっては、様々なケースにおいて税率判断が難しい場面が想定されます。そこで改めて制度の概要及び国税庁Q&Aより一部抜粋し、以下記述します。なお、国税庁Q&Aについては、平成30年11月時点で個別事例が102問公表されています。

制度の概要

次の2品目が軽減税率の対象となり8%の消費税率が適用される。

① 飲食料品

② 週2回以上発行される定期購読契約の新聞

※留意点（10%税率が適用されるもの）

- ・ 酒類、医薬品、医薬部外品（栄養ドリンクなど）
- ・ 外食（コンビニ等での店内飲食を含む）、ケータリング
- ・ コンビニや駅の売店などで販

売する新聞、電子新聞

国税庁Q&Aによる個別事例（一部抜粋）

- ・ 肉用牛などの生きた畜産物の販売 10%（枝肉の販売は8%）
- ・ 生きた食用魚の販売 8%（観賞用は10%）
- ・ 苗木、種子の販売 10%（おやつや製菓の材料用など飲食用の種子は8%）
- ・ 水の販売 ミネラルウォーターなどの飲料水は8%、水道水は10%
- ・ ウォーターサーバー レンタル料は10%、水の販売は8%
- ・ みりん、料理酒等の販売 10%（アルコール分1度未満の調味料は8%）
- ・ ノンアルコールビールや甘酒の販売（アルコール分1度未満のもの） 10%
- ・ 食品添加物の販売 8%
- ・ 健康食品、美容食品等の販売（医薬品等に該当しないもの） 8%
- ・ 飲食料品用の自動販売機での販売 8%
- ・ 日当のうち飲食料品の購入などに充てられた金額 10%（実費

精算については領収書等に基づき税率の判定）

- ・ 輸入される飲食料品 8%
 - ・ 社員食堂での飲食料品の提供 10%
 - ・ コーヒーチケット 店内飲食としての使用は10%、持ち帰りとしての使用は8%
 - ・ （発行時に売上計上する場合に、店内飲食用と持ち帰り用に区分する対策が必要）
 - ・ 飲食店で料理の残りを折り詰にして持ち帰る場合 10%
 - ・ 宿泊施設における飲食料品の提供（ルームサービスを含む） 10%
 - ・ ホテル等の客室に備えられた冷蔵庫内の飲料等 8%
 - ・ 出前、宅配ピザの配達 8%
 - ・ 菓子と玩具により構成される食玩、高価な容器に盛り付けられた洋菓子などの販売
- 次のいずれの要件も満たす場合は全体として8%
- ① 全体の金額が1万円以下であること
- ② 全体の内、合理的に計算した食品部分の割合（原価割合など）が3分の2以上であること